

十市町連第 123 号
令和 8 年 1 月 29 日

学区責任者 ならびに 単位町内会長各位

十和田市町内会連合会
会長 升澤 博也
(押印省略)

「市と町内会との懇談会」での町内会要望の提出について(ご依頼)

寒冷の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、新年度も「市と町内会との懇談会」を実施することになりました。
つきましては、貴学区内または貴町内会において、市に対して要望事項がございましたら別紙の令和 8 年度「町内会要望」要項を確認して、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 要望の様式(用紙)

様式(用紙)は 1種類 です。

※ 様式が足りないときは、コピーをしてお使いください。

2. 提出期限

令和 8 年 4 月 30 日(木) (この日の到着分で締め切ります)

3. 確認事項

- (1) 継続町内会要望は、提出しなくても自動的に継続となるが、継続するか必ず確認し、当連合会に伝えること。
- (2) 優先順位は継続町内会要望が 1 番となり、新規町内会要望は 2 番となる。
ただし、新規町内会要望を 1 番にしたいときは、申請時に申し出る。

4. 提出先

十和田市町内会連合会 (担当: 明山)

住所: 十和田市役所 別館 4 階 外郭団体事務室内

電話: 51-6783 FAX: 23-5571

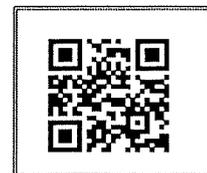
なお「町内会要望書」様式を希望者の方は、ホームページからダウンロードしてください。

<https://towada-chouren.com/>

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

ご協力、よろしくお願ひします。

QRコード⇒



令和8年度「町内会要望」要項

1. 目的

この要項は、単位町内会（以下「町内会」という。）の要望をとりまとめ、市民と行政の協働のまちづくりの実現において、地域の課題及び意見を行政に反映させ、住みよい地域づくりのため市へ要望することを目的とする。

2. 主催 十和田市町内会連合会

3. 要望方法

別紙「交通安全施設の設置基準」を参照として、別紙様式「町内会要望書」により要望するものとする。

4. 要望書記載にあたって

(1)継続町内会要望は、提出しなくても自動的に継続となる。

(2)優先順位は継続町内会要望が1番となり、新規町内会要望は2番となる。

ただし、新規町内会要望を1番にしたいときは、申請時に申し出る。

(3)昨年度の回答区分で、不実施については受付けしません。

（直接担当課と協議してください。）

(4)要望書の処理をするときに、スキャンやコピーなどをしますので、鉛筆での記入や裏面のご利用はお控えください。

5. 要望書提出期限

令和8年4月30日（木）

6. 要望書の回答

令和8年8月上旬に十和田市町内会連合会が、要望書を提出した町内会へ市からの回答書を発送するものとする。

7. 要望書を提出する場合の留意事項

(1)要望箇所が特定できるように、地図（用紙サイズは原則A4）を必ず添付する。

(2)地図には、要望内容に沿って該当箇所に赤色で印を記入してください。

(3)個人、法人等が所有の道路については舗装することができませんのでご注意ください。

(4)市道や生活道路への碎石補充や穴埋め等の簡易な要望は、直接土木課と協議してください。
土木課 維持係 51-6730

(5)農道への碎石支給について農林畜産課へお問い合わせください。

農林畜産課 農政推進係 51-6736

8.要望書の回答区分

要望書に対する市からの回答区分と各区分の意味は次のとおりです。

1. 今年度実施 … 令和 8 年度中に実施済み、または実施するものです。
2. 来年度以降実施見込 … 条件が整い、検討が済み令和 9 年度以降に順番に実施する見込みのものです。必ずしも令和 9 年度に実施するものではありません。
3. 引き続き検討 … 様々な条件、環境整備などが整わずすぐに実施することができないもので、その方法や実施時期などを検討していくものです。
4. 不実施 … 条件が整わない、基準を満たさない等残念ながら要望にお応えできないものです。
5. 国・県要望等 … 国・県等の管轄にかかる案件なので、関係機関に要望するものです。

交通安全施設の設置基準（一部抜粋）

■ カーブミラー（道路反射鏡）

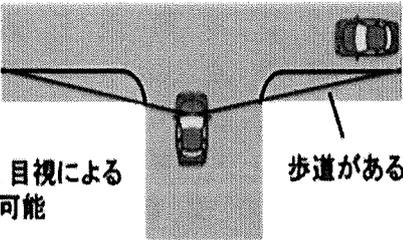
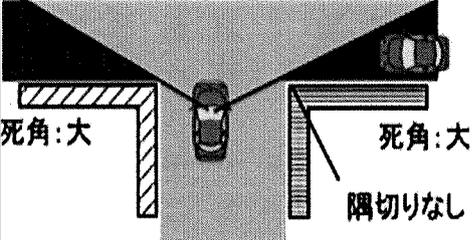
(1) 目的

カーブを描く道路や交差点において、建物などの存在により死角となる方向の道路の様子を手前から目視できるようにするための補助的な安全確認を目的とする。

(2) 設置基準概略

カーブミラーの目的に鑑み、①見通し、②交通量、③道路の線形等の項目により判定している。

(3) 参考例（一部）

設置しない例 (見通しが良いと判断する場合)	設置対象となる例 (見通しが悪いと判断する場合)
 <p>徐行し、目視による確認が可能</p> <p>歩道がある</p>	 <p>死角:大</p> <p>死角:大</p> <p>隅切りなし</p>

■ ガードレール（車両用防護柵）

(1) 目的

主として進行方向を誤った車両が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員の傷害および車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることを目的とする。

(2) 設置基準概略

ガードレールの目的に鑑み、①崖等の区間における路外への危険度、②道路状況による設置の可能性等の項目により判定している。

(3) 参考例（一部）

- ①崖等の区間における路外への危険度は、概ね路側高さ4mかつ法勾配1.0以下
- ②川、水路に建設する区間においては、概ね車が水没する1.5m

■ 道路照明灯

(1) 目的

夜間において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とする。

(2) 設置基準概略

道路照明灯の目的に鑑み、①照度関連、②道路状況等の項目により判定している。

(3) 参考例（一部）

- ①既存の照明灯（防犯灯、街路灯等）から概ね40m以上離れていること。

市まちづくり支援課より

②信号機、歩道の設置されている交差点等、夜間の交通上特に危険な場所

■ 防犯灯

(1) 目的

夜間に不特定多数の歩行者が通行する生活道路（集落間、通学路等）において、犯罪被害を防止することを目的とする。

(2) 設置基準概略

①照度関連、②道路の想定利用状況等の項目により判定している。

※集落間の区間又は通学路等を優先的に設置します。

(3) 参考例（一部）

①既存の照明灯（防犯灯、街路灯、店舗）から概ね 30m 以上離れていること。

（4m 先の人の存在が確認できる限界）

②不特定多数の歩行者が利用すること。（近隣の世帯数 10 世帯以上、新規分譲地は 3 世帯以上）